

バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	
1 出入口 (第2条)	(1) 直接地上へ通ずる出入口の1以上	①幅120 cm以上	(内法幅) cm	
		②自動開閉の戸	(戸の形式)	
		③戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有 ・ 無	
	(2) その他の出入口 (籠、昇降路、便所及び浴室等を除く)	①幅90 cm以上	(内法幅) cm	
		②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		③戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有 ・ 無	
2 廊下等 (第3条) (車椅子使用者用経路を構成する廊下等を含む)		①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		②廊下側に開く戸が安全上支障がない(アルコーブ)	(支障) 有 ・ 無	
		③休憩の用に供する設備の設置(ベンチ等)	(設備) 有 ・ 無 (適切な位置)	
	車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに通ずる廊下等は適用しない (1) 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分 (自動車車庫の用途を除く)	④幅180 cm以上(50m以内ごとに車椅子すれ違いスペースを設ける場合140 cm以上)	(内法幅) cm (すれ違い部) 有 ・ 無	
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		⑥戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有 ・ 無	
		①階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設 (勾配が1/20以下、又は高さが16 cm以下で勾配1/12以下の傾斜路を除く)	(点状ブロック) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm	
		②突出物を設ける場合の安全上支障のない措置	(突出物) 有 ・ 無 (講じた措置)	
3 階段 (第4条)		①幅140 cm以上(手すりの幅10 cm以下は不算入)	(内法幅) cm	
		②蹴上げ16 cm以下、踏面30 cm以上	(蹴上げ) cm(踏面) cm	
		③両側に手すりを設置(踊場を除く)	有 ・ 無	
		④滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		⑤段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
		⑥主たる階段は回り段としない	(回り段) 有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段(自動車車庫を除く)	⑦上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設 (段と連続した手すりを設けた踊場を除く)	有 ・ 無 (講じた措置)	
4 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	多数の者が利用する階段(車椅子使用者用経路を構成する階段を含む)を設ける場合(車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場等のみに通ずる階段を除く)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは6のエレベーターに限る)を設けているか	階段 有 ・ 無 (講じた措置)	

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	
5 傾斜路 (第6条) (第5条の規定により設ける傾斜路に適用)	車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路には適用しない	①幅 150 cm以上 (段併設の場合 120 cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無	
		②勾配 1/12 以下	(勾配) /	
		③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm(踏幅) cm	
	上記の場合	②両側に手すりを設置 (勾配>1/12)	(手すり) 有 ・ 無	
		④両側に手すりを設置 (高さ>16 cm)	(高さ) cm 有 ・ 無	
		⑤滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		⑥廊下と識別しやすい色	(講じた措置)	
		⑦上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設 (勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く。若しくは傾斜部分と連続して手すりを設けた踊場を除く)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	
6 エレベーター (第7条) (多数の者が利用する階段を設ける場合に、設置される昇降機)	(1) 1以上のエレベーター及びその乗降ロビー (籠の停止階は多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便所・駐車施設・浴室等・客室又は誘導基準適合車椅子使用者用部分がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階とする) (多数の者の利用) ①～⑤及び⑥イ、⑦イ、⑧イを適用する (不特定多数の者の利用) ⑥イ、⑦イ、⑧イを除く全てを適用する (主に視覚障害者の利用) ⑥ロ、⑦ロ、⑧ロを除く全てを適用する (車庫除く)	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm	
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無	
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有 ・ 無	
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造		
		⑤車椅子使用者が利用しやすい制御装置 (籠内及び乗降ロビー；以下の⑩、⑪も同様)	(装置の高さ) cm	
		⑥イ 出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑥ロ 出入口幅 90 cm以上	(内法幅) cm	
		⑦イ 乗降ロビー150 cm×150 cm以上 高低差なし (水平)	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑦ロ 乗降ロビー180 cm×180 cm以上 高低差なし (水平)	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑧イ 籠の幅 140 cm以上	(内法幅) cm	
		⑧ロ 籠の幅 160 cm以上	(内法幅) cm	
		⑨籠内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	有 ・ 無	
		⑩視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	(点字表示等) 有 ・ 無	
		⑪籠の昇降方向の音声表示装置	有 ・ 無	
	(2) その他のエレベーター及びその乗降ロビー (多数の者の利用) ①～③及び⑥イ、⑦イを適用する (不特定多数の者の利用) 全項目を適用する	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm	
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無	
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有 ・ 無	
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造		
		⑥イ 出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑦イ 乗降ロビー150 cm×150 cm以上 高低差なし (水平)	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑧イ 籠の幅 140 cm以上	(内法幅) cm	
7 特殊構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条) (第5条の規定により設ける昇降機に適用)	(1) エレベーターの場合	①段差解消機 (建設省告示第 1413 号第 1 第九号)	(構造方法)	
		②籠の床面積 2.25 m ² 以下	(床面積) m ²	
		③車椅子の転回に支障ない籠の構造	(支障) 有 ・ 無	
	(2) エスカレーターの場合	①車椅子用 (建設省告示第 1417 号第 1 ただし書き)	(構造方法)	

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	
8 便所 (第9条) (多数の者が利用 する便所を設け る場合)	(1) 車椅子使用者用便房	①多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房を1以上設置	(車椅子用) 有 ・ 無	
		②腰掛便座、手すり等の適切な配置	(手すり等) 有 ・ 無	
		③車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無	
		④出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		⑥戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無	
	(2) オストメイト対応水栓器具を設けた便房	①多数の者が利用する便所を設ける階において、各階の便所のうち1以上に、オストメイト対応水栓器具を設けた便房を1以上設置	有 ・ 無	
	(3) 男子用小便器を設ける場合 (階ごとに1以上)	①床置きその他これに類する小便器を設置	(床置き) 有 ・ 無	
9 劇場等の客席 (第9条の2)	(1) 誘導基準適合車椅子使用者用部分	①客席に設ける座席の数が 100 以下の場合は 2 以上、100 を超え 200 以下の場合は座席の数の 1/50 以上、200 を超え 2,000 以下の場合は座席の数の 1/100+2 以上、2,000 超は座席の数の 75/10000+7 以上設置	(座席の数) 席 (車椅子用) 席	
	(2) 誘導基準適合車椅子使用者用部分の構造	①幅 90 cm以上	(幅) cm	
		②奥行 135 cm以上	(奥行) cm	
		③床は平らとする	(講じた措置)	
		④車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造	(講じた措置)	
		⑤同伴者用の座席又はスペースを隣接して設置	(隣接) 有 ・ 無	
	(3) 客席に設ける座席の数が 200 を超える場合	(1) の規定による誘導基準適合車椅子使用者用部分を 2 箇所以上に分散して設置	(設置場所)	
10 ホテル又は旅館 の客室 (第10条)	車椅子使用者用客室	①客室の総数が 200 以下の場合は 1/50 以上、200 超は 1/100 + 2 以上設置	(全客室数) 室 (車椅子用) 室	
		②出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm	
		③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		④戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無	
	(1) 車椅子使用者用客室に車椅子使用者用便房を設ける (当該階に共用車椅子使用者用便房がある場合を除く)	①出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm	
		②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		③戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無	
	(2) 車椅子使用者用客室に車椅子使用者用浴室を設ける (同一建物内に共用車椅子使用者用浴室がある場合を除く)	①浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	(手すり等) 有 ・ 無	
		②十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無	
		③出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm	
		④自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		⑤戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無	

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	
11 敷地内の通路 (第 11 条)	*右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、③、④、⑤	①幅 180 cm以上（段のある部分及び傾斜路を除く）	(幅員) cm	
		②滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		④戸の前後に高低差がない（水平）	(高低差) 有 ・ 無	
		⑤段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設置	(段) 有 ・ 無 (講じた措置)	
	(1) 段を設ける場合の段の構造	①幅 140 cm以上（手すりの幅 10 cm以下は不算入）	(内法幅) cm	
		②蹴上げ 16 cm以下、踏面 30 cm以上	(蹴上げ) cm(踏面) cm	
		③両側に手すりを設置	有 ・ 無	
		④段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
	(2) 傾斜路の構造 (段に代わり又はこれに併設するもの)	①幅 150 cm以上 (段併設の場合 120 cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無	
		②勾配 1/15 以下	(勾配) /	
		③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場 (勾配 1/20 以下を除く)	(高さ) cm (勾配) / (踏幅) cm	
		④両側に手すりを設置 (高さ>16 cmでかつ勾配>1/20)	有 ・ 無 (高さ) cm (勾配) /	
		⑤通路と識別しやすい色	(講じた措置)	
	*右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、②、③	①幅 180 cm以上（段のある部分及び傾斜路を除く）	条件に基づき適用除外	
		②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸とし、かつ、その前後に高低差がない。（水平）	条件に基づき適用除外	
		③段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設置	条件に基づき適用除外	
		④傾斜路は、幅 150 cm以上 (段併設の場合 120 cm以上)	条件に基づき適用除外	
		⑤傾斜路の勾配 1/15 以下 *この基準は左記の条件のとき次の基準がある。 ・傾斜路の勾配 1/12 を超えるとき両側に手すりを設置する。	(勾配) / (講じた措置) (手すり) 有 ・ 無	
		⑥傾斜路の高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場 (勾配 1/20 以下を除く)	条件に基づき適用除外	
12 駐車場 (第 12 条)	多数の者が利用する駐車場を設ける場合	①駐車施設の総数の 2/100 以上の数の車椅子使用者用駐車施設を設置	(駐車施設の総数) 台 (車椅子用) 台	
		a 幅 350cm 以上	(幅員) cm	
		b 利用居室等までの経路が短い位置に設置	(近い位置) 有 ・ 無	
13 浴室等 (第 13 条)	(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合は、車椅子使用者用浴室等を 1 以上設置	①車椅子使用者用浴室等	有 ・ 無	
		②浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	(手すり等) 有 ・ 無	
		③車椅子使用者が利用しやすい十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無	
		④出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		⑥戸の前後に高低差がない（水平）	(高低差) 有 ・ 無	

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	
14 標識 (第14条)	移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に標識を設置 (日本産業規格Z8210に適合し、内容が容易に識別できるもの)	①エレベーターその他の昇降機への標識	有 ・ 無	
		②便所への標識	有 ・ 無	
		③駐車施設への標識	有 ・ 無	
15 案内設備 (第15条) (案内所を設ける場合には、適用しない)	建築物又は敷地内に、移動円滑化経路上の昇降機、便所、駐車施設の配置された案内板等の設置 (配置を容易に視認できる場合を除く)	①エレベーターその他の昇降機の配置を表示した案内板	有 ・ 無	
		②便所の配置を表示した案内板	有 ・ 無	
		③駐車施設の配置を表示した案内板	有 ・ 無	
	建築物又は敷地内に、移動等円滑化経路上の昇降機、便所の位置を、点字等の方法により視覚障害者に示す設備を設置	①エレベーターその他の昇降機の位置を点字等で示す設備を設置	有 ・ 無	
		②便所の位置を点字等で示す設備を設置	有 ・ 無	
16 点字等で示す設備(案内設備等)までの経路、又は案内所までの経路 (第16条)	道等から案内設備等及び案内所までの主たる経路 (道等から視覚障害者用に設けた点字表記の案内設備等までの主たる経路、又は道等から案内所まで主として視覚障害者が利用する主たる経路) *自動車の駐車施設に係る経路、案内所から直接地上へ通ずる出入口を視認できる建物の内部側を除く。	①線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているか。	有 ・ 無	
		②車路に接する部分に点状ブロックを敷設しているか。	有 ・ 無	
		③段・傾斜がある部分の上場に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 (勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は高さが 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く。若しくは段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	

(令和7年6月改定版)

注1 建築物特定施設等の欄の「第〇条」は、バリアフリー法省令の該当条文を示す。

注2 特別特定建築物については、誘導基準省令18条の読替え規定に注意。